

障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項の一部を改正する件について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 改正の趣旨

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）第６条第１項の規定に基づき、所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、主務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準（以下「標準化基準」という。）を定めなければならないこととされている。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和４年デジタル庁・総務省令第１号）に定められている事務の処理に係るシステムのうち、同令第１２条各号に規定する事務の処理に係るシステムである障害者福祉システムの標準化基準については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和８年内閣府・厚生労働省令第１６号。以下「標準化省令」という。）第４条及び第５条の規定に基づき、障害者福祉システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項（令和８年内閣府・厚生労働省告示第５号。以下「５号告示」という。）で定められている。
- 今般、障害者福祉システム標準仕様書の改定を踏まえ、５号告示を改正するもの。
- なお、標準化基準として、今般改正する内容は、令和８年８月３１日に改定された障害者福祉システム標準仕様書に規定されている内容に準拠しており、当該仕様書は、障害者福祉システム等標準化検討会における検討、関係者への全国意見照会を経た上で策定し、ウェブサイト（※）において既に公表を行っているものである。

（※） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19988.html

2. 改正の概要

- 障害者福祉システム標準仕様書の改定を踏まえ、５号告示の別表第１及び別表第３を改正するもの。

3. 根拠条項

○ 標準化省令第4条及び第5条

4. 適用期日等

○ 告示日：令和8年9月（予定）

○ 適用期日：告示日